

中野市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の募集要項

「農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）」第 19 条の規定に基づき、次のとおり中野市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を行います。

1 定数

17 人

中野地区	日野地区	延徳地区	平野地区	高丘地区	長丘地区	平岡地区	科野地区	倭地区	豊田地区
1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	1 人	1 人	2 人	2 人	4 人

2 任期

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

- (1) 農業委員と連携し、農地の貸し手、借り手の掘り起こしなど担い手への農地利用の集積・集約化の促進、遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや、農地に係る相談、地域計画（目標地図）を作成し、計画に掲げる目標達成に係る活動を行う。
- (2) 農業委員会の総会に出席し、担当地区内の状況等について報告する。

4 身分及び報酬

- (1) 身分 中野市の特別職の非常勤職員
- (2) 報酬 中野市特別職の職員の給与に関する条例に基づき支給（月額）
42,000 円

5 推薦を受ける者又は応募できる者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、推進委員の委嘱時において、次の各号のすべてに該当する者としてします。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内で農業を営む者
- (2) 法令等により農地利用最適化推進委員との兼職を禁止されていない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募に係る手続等

農地利用最適化推進委員推薦調書又は応募届に必要な事項を記入のうえ、「7 募集期間」までに「8 書類の提出先等」まで提出をお願いします。

(1) 市内の区域（市内の農業者等）からの推薦…様式第1号（別紙1）

※当該区域の農業者、農業者が組織する団体その他の関係者3人以上の推薦が必要です。

(2) 個人による応募…様式第2号（別紙2）

(3) 欠格事項等に関する申告書及び同意書（共通）…（別紙3）

※募集要項及び各様式は中野市経済部農業振興課・農業委員会事務局（中野市役所3階）、豊田庁舎に備えるほか、中野市公式ホームページからもダウンロードできます。

※推薦及び応募に要する費用は、推薦者等の負担とし、提出書類の返却はしません。

※農地利用最適化推進員と農業委員の兼務はできません。

7 募集期間 令和8年10月5日（月）から令和8年11月6日（金）まで（33日間）

※郵送の場合は期間内必着とし、持参の場合は、土日・祝日を除く平日の8時30分から午後5時15分までに提出をお願いします。

8 書類の提出先等

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

中野市農業委員会事務局（市役所3階）

電話：0269-22-2111（408・409）

9 選考方法、結果及び任命

「中野市農業委員会」において候補者の選考（必要に応じて面接）を行い、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱する。

なお、選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについては一切受け付けません。

10 応募等の内容の公表

法に基づき、推薦者、推薦を受けた者及び応募者に関する以下の内容については、募集期間の中間及び期間終了後に、中野市公式ホームページで公表します。

(1) 推薦をする者の氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(3) 推薦又は応募の理由

(4) 推薦をする者が当該推薦を受ける者について農業委員に同時に推薦をし、又は応募する者が農業委員に同時に応募しているか否かの別

(5) 区域ごとの推薦を受けた者の数

(6) 区域ごとの応募した者の数

(7) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める事項